

札幌市介護予防センター運営事業実施要綱

平成 18 年 3 月 23 日保健福祉局長決裁

(目的)

第 1 条 この事業は、地域の高齢者やその家族に対し、総合的な相談支援及び地域の福祉活動と連携して一般介護予防事業を実施し、地域包括支援センターと連携・協力して、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図るとともに、地域包括ケア体制の構築を目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、札幌市とする。ただし、事業の運営について、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人等に委託するものとする。

(設置主体)

第 3 条 市長は、「介護予防センター」を別表のとおり設置する。

2 介護予防センターの設置に当たっては、中立・公正な運営を行う地域包括支援センターの役割を補完する機関として位置づけられるため、札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例第 4 条に規定する地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の協議を経て決定するものとする。

(対象者)

第 4 条 この事業の対象者は、市内に居住する 65 歳以上の高齢者並びにその家族、地域福祉関係者等とする。

(設置の届出)

第 5 条 この事業を受託し、介護予防センターを設置する者（以下「設置者」という。）は、次の各号に掲げる事項を介護予防センター設置届出書（以下「設置届出書」という。様式 1）により、市長に届出なければならない。また、これらの事項に変更が生じた場合には、介護予防センター設置変更届出書（様式 2）により、速やかに市長に届出なければならない。

- (1) 介護予防センターの名称、所在地、連絡先等
- (2) 介護予防センターの設置届出をする者の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 介護予防センターの設置予定年月日
- (4) 設置者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書の写し
- (5) 介護予防センターの営業日及び営業時間
- (6) 担当する地区
- (7) その他必要と認める事項

2 設置者は、前項の規定により、介護予防センター設置届出書を届出の場合は、次の各号に掲げる事項を介護予防センター職員配置（変更）届出書（以下「職員配置届出書」という。様式 3）により、市長に届出なければならない。

- (1) 職員の氏名、生年月日、当該介護予防センター職員配置年月日
- (2) 職員の保有資格及び保有資格を証明するものの写し
- (3) 職員の配置状況、勤務形態、当該法人勤務年数

3 設置者は、前項に規定する職員配置届出書の届出後、前項の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、職員配置届書により、速やかに市長に届出なければならない。

(設置場所及び担当地区)

第6条 介護予防センターの担当地区は、別表に定めるとおりとし、その設置場所は、原則、その担当地区内とする。

2 前項の規定において、担当地区内の設置が困難な場合は、別途市長と協議することとする。

(事業の内容)

第7条 設置者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。また、これらの実施にあたっては、札幌市介護予防センター運営方針、関係要綱、関係通知等に基づき実施するものとする。

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、総合相談、実態把握等で必要な支援を把握し、地域における適切なサービスや機関、制度等の利用につなげるための支援を行う。

(2) 介護予防教室の実施及び介護予防の普及啓発業務

地域福祉活動と連携・協力し、介護予防教室を実施する。また、様々な機会を通じて介護予防の普及啓発を行う。内容は、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「閉じこもり予防」「認知症予防」「うつ予防」「疾病予防(健康管理)」「その他の介護予防」の効果的なプログラムを取り入れて実施する。

(3) 地域介護予防活動支援業務

効果的な介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の活動の育成及び支援を行うとともに、介護予防に関するボランティア等の人材の育成を行う。

(配置職員)

第8条 この事業の運営及び実施にあたっては、保健福祉職の専門職員2名を、常勤・専任で配置することとする。保健福祉職とは、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事等を指す。

2 介護予防センターの職員は、この事業の果たすべき役割の重要性を認識し、適切な運営を確保するための知識の習得及び技術の向上に努めるものとし、各種研修会には積極的に参加する。

(事業実施上の留意点)

第9条 設置者は、この事業の実施にあたり、個人情報を取扱う際には、あらかじめ本人から、個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得、その取扱いには十分注意すること。

2 介護予防センターの職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの確保に万全を期すものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 設置者は、適切に記録を作成し、その管理を行うものとする。

4 設置者は、事故防止に万全を期すものとする。また、事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、介護予防センター事故報告書(様式4)により市長に届出るものとする。

5 市長は、事業の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、設置者に対して、事業内容等について毎月実施状況の報告を求めるとともに、必要に応じて事業実施状況の調査を行うものができるものとする。

6 市長は、前項の調査結果に基づき、当該設置者の事業実施状況が不適切と判断した場合は、協議会の協議を経て本事業の委託を取り消すことができるものとする。

(事務所)

第10条 介護予防センターの事務所は、事務室として運営に必要な面積を有するものとし、同一施設内の他の事業と共用することも差し支えない。

(実施体制)

第11条 介護予防センター業務の実施体制は以下のとおりとする。

(1) 業務時間

業務時間は、札幌市の例に準じ、原則、月曜日から金曜日までの週5日、1日あたり8時45分から17時15分までの8時間30分とするが、これ以外の時間において、運営法人の基準に従い業務を行うことは差し支えない。

(2) 相談窓口業務

相談窓口としての業務については、業務時間内は常に相談対応できる体制を確保し、時間外の緊急対応については、必要な連絡体制を確保しておくものとする。

(3) 専用電話の設置

介護予防センターの専用回線を確保すること。

(区保健福祉部)

第12条 区保健福祉部長は、この事業の目的を達成するため、区内の介護予防センターの事業運営に協力し、連携を図るとともに、地域包括支援センター運営事業と一体的に地域支援事業の推進を図ることができるように、適宜助言・指導を行うものとする。

2 区保健福祉部長は、地域包括支援センター及び介護予防センターの基幹的な役割を担い、区内のセンター間の調整や後方支援などを行うものとする。

3 区保健福祉部長は、区連絡会議の開催及び事業報告の確認を行い、その適切な運営の確保に努めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、高齢保健福祉部長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。